

当面の措置について

政務活動費

「三重県政務活動費の交付に関する条例」の附則を改正し、

- ・ 議員一人一月当たりの会派分と議員分との合計額の20%を減額する。
- ・ 上記の金額は、会派分から減額する。
- ・ 期間は、平成26年4月1日から平成27年4月29日までとする。

(参考) 今回の措置による減額影響

区 分	1 か月分	H.26 年度	期間全体
政務活動費	各議員	66,000	792,000
	全議員	3,300,000	39,600,000